

答申

ケーブルテレビによる 議会放映に関する調査研究

議会広報特別委員会 委員長 平野和生

平成23年3月8日、議会広報特別委員会に諮問された表記調査研究につきましては、事前の視察を含め2回の視察研修、4回の特別委員会を開催し調査研究を行ってまいりました。

議会活動をより多くの町民の皆様にご覧いただくためには、種々の情報伝達手段を駆使し、情報提供を継続しておこなう必要があります。

しかし、新たな経費の発生、作業量の増加など課題も見逃すことはできません。これらを鑑み、議会広報特別委員会では次のとおり報告します。

「議会放映の方策」として、CATVの専用チャンネルを使っての生中継できるところから開始し、投資対効果など検討して段階的に伝達手段を増やして行く。また、放映開始は次回の定例会からが望ましい。

「例規との整合性」として、「議会中継（映像及び音声）は、公式記録ではない」等の告知をしておく必要があると思います。

「議会広報との連携」として、情報機器を使った情報伝達はより早く、視覚聴覚による情報収集が可能です。一方、議会広報誌は全戸に配布されており何時でも、どこでも見ることができます。各々の情報媒体の長所を活かし、議会活動を伝播することが必要と考えます。

周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例……可決

この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が長期間活動できない場合における当該議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めている。

その主な内容は、議員が自己の都合、疾病その他の事由によりその職務を遂行することができないと議長が認めた日から90日を超え議員活動ができないときは、報酬等条例の規定により議員報酬の月額に下記の表の左側に掲げる議員活動ができない期間の区分に応じ、右側に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。また表の規定の適用を受けている者が、議員活動を遂行できると議長が認めたときは、その日の属する月から議員報酬の全額を支給する。

尚、この条例は平成24年4月1日から施行する。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の0